

非常勤役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人遠州中央福祉会（以下「法人」という。）の非常勤の理事、評議員、監事、第三者委員及びその他の委員（以下「役員等」という。）に対する費用弁償、交通費及びその支給方法を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員等の費用弁償は、理事会、評議員会、委員会等への出席、監査の実施その他出張以外の場合の用務に従事したときに、費用弁償として日額5,000円を支給する。

(交通費)

第3条 交通費は、旅費規程により支給する。

2 交通費は、その居住する場所を起点とし、会議等行われる会場までを順路により計算する。

3 法人の車輛を使用した場合、又は法人が直接料金を支出した場合は、交通費は支給しない。

(支給方法)

第4条 費用弁償及び交通費は、勤務日数により算定してその都度支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会において定める。

附 則

この規程は、平成17年 2月17日から施行する。